資料９

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案
長野県女性相談支援センター条例案
県立ときわぎ寮条例案

こども・家庭課児童相談・養育支援室

１　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定について

困難な問題を抱える女性への支援については、従来、売春をなすおそれのある女性の保護更生を目的とした売春防止法を根拠にしていたが、女性をめぐる課題が複雑化、多様化及び複合化している現状を踏まえ、女性の人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、新たな支援の枠組みを構築するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定された。

【現行法と新法の比較】

	売春防止法（現行）	困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律（新法）
対象	売春をなすおそれのある女子	困難な問題を抱える女性 そのおそれのある女性 （同伴する家族を含む。）
目的	補導処分 保護更生	女性の福祉増進 人権の尊重及び擁護 男女平等
関係施設等	婦人相談所 （長野県女性相談センター）	女性相談支援センター （長野県女性相談支援センター）
	婦人相談員	女性相談支援員
	婦人保護施設 （県立ときわぎ寮）	女性自立支援施設 （県立ときわぎ寮）

２　条例案の制定の理由及び主な内容

⑴　女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める（現行の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準に関する条例は、廃止する。）。

【廃止条例との違い】

- 施設に置くべき職員について、看護師又は心理療法担当職員等を追加。
- 居室の定員を原則「４名以下」から「１名」に変更。
- 自立の支援等に関して、入所者の意向を尊重した支援等について規定。
- 密接に連携しなければならない関係機関について、民間団体、児童相談所、保健所等を追加。

⑵　長野県女性相談支援センター条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、長野県女性相談支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める（現行の長野県女性相談センター条例は、廃止する。）。

⑶　県立ときわぎ寮条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、県立ときわぎ寮の設置及び管理に関し必要な事項を定める（現行の県立ときわぎ寮条例は、廃止する。）。

３　施行期日

令和６年４月１日